

# 業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 7 年度高次脳機能障がい通所教室運営事業（通常プログラム）（以下「本件通常プログラム」という。）に係る業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、本件通常プログラムに係る次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）本件通常プログラムを運営する事務局の設置及び事務局業務
- （2）本件通常プログラムの実施に係る業務
- （3）その他上記（1）及び（2）の執行に必要な業務

（委託期間）

第 2 条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、この契約の締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）の限度額は、  
金 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

- 2 甲は、委託料を概算払により支払うものとする。
- 3 前項の規定により甲が支払う委託料の支払時期及び支払額については、次のとおりとする。

| 区 分   | 金額（円） | 支払時期   |
|-------|-------|--------|
| 第 1 回 | 円     | 令和 年 月 |
| 第 2 回 | 円     | 令和 年 月 |
| 合 計   | 円     |        |

- 4 乙は、委託料の支払を請求するときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。
- 5 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 3 0 日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を支払わなければならない。

- 2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第 4 条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第 5 条 乙は、委託業務を甲が別に定める高次脳機能障がい通所教室運営事業実施要綱、令和 7 年度高次脳機能障がい支援通所教室運営事業（通常プログラム）業務委託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果品等の提出)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書及び収支決算書（以下「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

5 甲は、第2項（第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知をするときは、併せて委託料の額を確定し、その額を乙に通知するものとする。

6 前項の規定による委託料の確定額は、委託業務に要した実支出額と第3条第1項に定める委託料の限度額のいずれか低い額とする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条第5項の規定による委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について甲の指示に従って返還しなければならない。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(4) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第15条 乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(著作権)

第16条 乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

2 乙は、甲から第9条第2項の検査（同条第3項後段において準用する場合を含む。）に合格した旨の通知を受けた日をもって成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を甲に無償で譲渡し、以後、著作権人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。

3 前項の成果品の全部又は一部に乙が従前から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合は、前項の規定にかかわらず、当該知的財産権は乙に帰属する。この場合において、甲は、成果品を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

4 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、乙は、直ちにこれを報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。

(費用の負担)

第17条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(国費補助事業関係書類の保管義務)

第18条 乙は、委託業務に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を第9条第5項の委託料の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(協議等)

第19条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しく

は同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年      月      日

甲      宮   崎   県  
宮崎県知事   河   野   俊   嗣

乙

## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる個人番号、個人番号をその内容に含むものその他のもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （秘密等の保持）

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### （収集の制限）

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

### （目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （適正管理）

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 甲が、安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （事務所内からの個人情報の持ち出しの禁止）

第6 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を、甲の事業所の外に持ち出してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### （複写又は複製の禁止）

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### （漏えい等の事案発生時の対応）

第8 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生したおそれがある場合には、直ちに甲に報告するものとする。この場合において、甲及び乙は、当該事案の拡大及び再発を防止するために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、当該事案によって当該個人情報に係る本人が被る権利利益の侵害の状況並びに当該事案の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （損害賠償）

第9 乙は、自己の責に帰すべき事由により、委託業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、甲に被害が生じた場合は、これを賠償する責任を負うものとする。

### （資料の返還等）

第10 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、

若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後又は甲の求めに応じて直ちに甲に返還し、引き渡し、又は復元できない方法で廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、前項の規定による廃棄又は消去について、その実施状況を記録に残さなければならない。

3 乙が第1項の規定による廃棄又は消去を行った場合は、乙は、甲に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

(従事者等の特定)

第11 乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育等)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

2 乙は、従事者等が退職する場合は、当該業務に関して知り得た個人情報に関する退職後の秘密保持義務についての誓約書の提出を求める等、個人情報の漏えいを防止するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について、甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第14 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 別記 2

### 情報セキュリティ関連業務特記事項

#### (基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

#### (情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第 4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

#### (機器等の取扱い)

第 5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

#### (ID 及びパスワードの取扱い)

第 6 乙は、甲から使用する機器の ID 及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、委託業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (機器構成の無許可変更の禁止)

第 7 乙は、委託業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

#### (ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第 9 乙は、委託業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

#### (ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第 10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

#### (コンピュータウィルス対策)

第 11 乙は、外部から記録媒体等によりファイルを庁内に取り入れる場合は、必ずウィルスチェックを行わなければならない。

(情報セキュリティ対策の説明)

第12 乙は、委託業務を開始する前に、実施予定の情報セキュリティ対策その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

2 乙は、委託期間中、甲から要請があった場合は、情報セキュリティ対策の履行状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務が終了したときは、取り扱った情報の返却、破棄又は抹消の状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第13 乙は、委託業務にクラウドサービスを利用する場合は、甲に対して、次に掲げる事項を事前に説明し、承認を受けなければならない。

(1) クラウドサービスの情報セキュリティ対策

(2) クラウドサービス上の情報資産が、国外で保存又は処理される場合に、裁判管轄や法制度等が異なることによるカンントリーリスク

(3) サーバ装置等の整備環境が、クラウドサービス提供者の都合で急変し、クラウドサービスや情報セキュリティ対策が変更となるサプライチェーン・リスク

(4) その他甲から要望があった事項

(従事者への周知)

第14 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても委託業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第15 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第16 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第17 乙は、委託業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）